

## コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会（第4回）

### 議事概要

日時：令和6年1月24日 14:30 ～ 16:30

場所：中央合同庁舎3号館 8階特別会議室

参加者：別紙参加者名簿のとおり

○議事次第に沿って、委員、オブザーバー、事務局から資料の説明を行うとともに、名古屋港運協会、名古屋港管理組合からヒアリングを行い、意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

#### 【議題1 名古屋港事案の分析及び事案後のセキュリティ対策】

- 本件事案ではログのバックアップを取得できていなかったが、原因究明や被害の要因を特定するためにも、ログのバックアップを取得しておくべきである。
- 本件事案の原因が、仮にVPN機器の脆弱性を突いた侵入であったとしても、その原因のみに注目せず、そのほかを全て見渡して、一般論として攻撃者につけ入られる可能性のあるものについても対策の強化を図る必要がある。そのような観点から、取りまとめでは全方位的な対策が図られていると認識している。
- 本件事案の対応については、専門家やベンダーも含めて話し合いをしていく中で、よりよい対応が恐らくあったのではないかと思料する。
- 本件事案を1つの教訓にして、さらにワンステップ高いレベルで対応をするということだと思う。
- セキュリティ対策を網羅しようとする、コストもかかるし、関係者の方にも負担を要求することにもなるため、優先順位をつけることが必要。今後の動向によっては対策の再検討も必要だと思う。
- セキュリティ対策を網羅することはなかなか難しい。しかし、セキュリティ対策はプロセスとして、事案が発生するしないにかかわらず常に意識しておくべきものであり、中長期的な見方もしながら対策をされるとよい。
- バックアップは、保持しておくだけでなくリストア（復元・復旧）ができて初めて完全な対応になる。リストアも含めて訓練が必要であると思う。
- リストアの訓練についても、フルリストアだけでなく、手順の確認や、その手前のデータの健全性の確認と様々な実施方法があるため、こういった頻度でこういったリストア関連の訓練と確認をするのかを考えていただけるとよい。
- いかに早期復旧するかという点について、ゼロダウンタイムを目指すとか、早ければ早いほどいいという考え方になってしまうと、そこに問題が発生してしまう可能性がある。実際にどれぐらいのダウンタイムが許容できるのかを踏まえて対応いただくのが良い。ダウンタイムについて、お客様や、サービス対象者とも話をして合意が得られれば良い。何が何でもゼロを目指すというのは現実的ではない。

○様々な対策を行うことでシステムが重くなってしまうなど、利用者の利便性の低下につながることはつながらないか。

#### 【議題2 中間取りまとめに基づく対策の実施状況】

- 「特にコンテナ取扱貨物量の多い港湾については、そのほかの港湾で求めるセキュリティレベルより高いレベルの対策を求める」の特にコンテナ取扱貨物量の多い港湾は、今後何か基準が示されるのか。
- 基準については、今後、業界などとの調整を経て公表をしていきたい。
- 調整しているセプター構成員については、関係者が多くて複雑である。役割分担を明確にして欲しい。
- サイバーセキュリティ基本法の重要インフラに関して、「港湾分野」は色々な立場の方で構成されるので、説明会等を通じ関係者の理解を深め、情報共有体制の構築に努めてもらいたい。
- セプター事務局及びセプター構成員になる予定の方に対し、昨年末に行った説明会において整理の表を配布している。今後予定している説明会で改めて説明したい。

#### 【議題3 経済安全保障の観点からの措置について】

- 経済安全保障推進法では、対象事業者（特定社会基盤事業者）が指定されるが、例えば名古屋港では各事業者が同じTOSを使用しており、そういう場合でも事業者ごとに対応が必要になるのか、それとも何か便宜的な措置が取られるのか。
- 対象事業者の指定について、絞り込んだ事業ごとに、事業所管大臣が省令で基準を作成し、該当する事業者を指定して告示で示すことになるため、仮に名古屋港の事業者が指定される場合は、事業者ごとに指定をすると考えられる。
- 役務の安定的な提供を妨害する行為というのが非常に抽象的な表現になっているため具体的な例を教えてください。
- 例えば、本件事案のように我が国の外部からサイバー攻撃を受けてTOSが使えなくなり、それにより港湾運送事業者の事業継続ができなくなるという例や、重要な設備であるTOSの維持管理の委託を受けた方が、その関係情報を外部に漏らして、その情報を基にしてその設備を破壊する行動をして、物理的に破壊したことによって港湾運送事業が継続できなくなるといった例が対象となり得る。
- 経済安全保障推進法の対象事業者について、港によって貨物の取扱規模の大小があるが、取扱規模が小さい場合も対象事業者となり得るのかといった整理をしっかりとしていきたい。
- 例えば、設備を導入する際に入札を行い、応札した会社の機器が国の事前審査の対象になり、審査の結果、その機器が審査に落ちた場合、既に行った入札はどのように扱えばいいのか。また、運用前に導入した機器についても遡及して審査されるのか。
- まだ制度運用開始前であるが、既に対象事業となっているものについては内閣府や事業所管省庁に相談窓口を設置しており、届出前に前広に相談をいただき、民間事業者の方々の設備調達にできるだけ支障がないような体制にしている。
- 公共調達の入札に関して、ガイドラインを公表している。実際に、水道事業などの公共調達に

関して入札している際、入札を実施して事業者が決まる前に、落札する可能性がある事業者を全て届出していただき審査を行う場合と、落札が終わった後に届出される場合がある。その場合には、その契約ができなくなる可能性はもちろんある。

- 遡及して審査を行うかどうかについては、実際に設備を導入する前に審査を受けていただく制度であるため、既に導入した設備について遡及して審査はしない。ただし、制度運用開始前に導入した設備でも、その制度運用開始後に維持管理を他人に委託するような場合は審査の対象となるため、既に導入した設備についても委託に関しては審査を受けていただく必要がある。いずれにしても、まだ対象事業ではないため、予断をもって申し上げることができない。本検討会を踏まえ、国交省と相談して、今後具体的な制度設計を進めていきたい。
- 例えば、請求関係の処理を行うために、TOS と TOS とは関係ないシステムをつなげることもある。会社の会計業務の話になるが、その場合も審査対象の範疇になるのかといったことも整理をしていただいた方がよい。
- 事業者負担と不便をかける趣旨ではないと理解するが、事業者は非常に不安に感じるので、事業者の負担、不便にならないように丁寧に進めていくことが委員会の総意である。

#### 【議題4 取りまとめについて】

- 港湾運送事業法に基づく措置について、事業者の意見を聞き、今後事業計画に記載する内容や申請書に添付する内容が、コストも含めて過度な負担にならないようお願いしたい。
- 経済安全保障推進法について、対象事業となる場合、対象設備の導入や維持管理等の委託を行う際の国の事前審査の対象になり、場合によっては事業者の経営に大きく影響する可能性があるため、多くの関係者に事前に説明をして、理解を得て進めていただきたい。
- 他の業種は、経済安全保障に関しては1年以上議論を行い説明会も行われていると認識している。サイバーセキュリティ基本法に基づく重要インフラ事業者は、既に熟知している中で経済安全保障という枠組みに入っているが、港湾運送事業者はそうではない。十分な説明と十分な準備期間を配慮しながら進めていく必要がある。
- 取りまとめ案の17ページ5行目、「我が国の外部から使用されるおそれが増大しており」について、聞いたところによると日本でも外国製のTOSを使用している港もあるようである。世界では、自動化ターミナルの普及が進んでおり、特定のヨーロッパの企業2社ほどで寡占が進んでいる。今後、海運業界のように寡占化がさらに進んで日本製TOSのシェアが低下し、外国製のTOSを使用するターミナルの割合が増えることが考えられる。外国製のTOSを使用することはリスクが高いということであれば、将来的には今よりもリスクが上がる可能性が高まると思う。
- 特にグローバル物流に係る部分であるため、どうしてもそういう波にさらされるという趣旨の発言であると理解する。
- 非常にいい取りまとめになったと思う。この取りまとめを基に、日本のコンテナターミナルのTOSの強靱性をさらに向上させる、それがひいては日本のコンテナターミナルの競争力の維持と強化につながると思うので、活かしていきたい。また、制度的に新しい分野のため、関係事業者の皆様の不安を解消できるように十分議論を尽くし進めていくことが本委員会の総意であ

る。

○取りまとめについては、事務局提案のとおり確定したい。

以 上

コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会(第4回)  
参加者名簿

(有識者)

(敬称略)

(ご欠席)

岩井 博樹	株式会社サイト 代表取締役
小野 憲司	京都大学経営管理大学院 客員教授
北尾 辰也	国土交通省最高情報セキュリティアドバイザー
椎木 孝斉	一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター 理事
柴崎 隆一	東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻 准教授

(委員長)

(関係事業者等)

北田 彰	商船港運株式会社 取締役執行役員(神戸国際コンテナターミナル)
木村 伸児	三菱倉庫株式会社 取締役常務執行役員(港湾運送事業者)
長山 達哉	静岡県交通基盤部 港湾局長(港湾管理者)
名村 悦郎	一般社団法人日本港運協会 理事
人見 伸也	横浜川崎国際港湾株式会社 代表取締役社長(港湾運営会社連絡協議会 会長)

(行政関係者)

紺野 博行	内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター 内閣参事官
田島 聖一	国土交通省総合政策局 情報政策課長
稲田 雅裕	国土交通省港湾局長
西海 重和	国土交通省大臣官房審議官

(オブザーバー)

田中 博	内閣官房国家安全保障局 内閣府政策統括官(経済安全保障担当)付参事官(特定社会基盤役務担当)
------	---

(ヒアリング対象)

菊川 幸信 名古屋港運協会 専務理事  
市川 和人 名古屋港運協会 ターミナル部会NUTS電算委員長  
米津 仁集 名古屋港管理組合 港営部長